

○平成九年郵政省告示第六百六十六号（認定点検事業者が行う点検の実施方法等を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>第 1 登録点検事業者等規則（平成 9 年郵政省令第 76 号）第 10 条の点検の実施項目に係る点検の実施方法は、次のとおりとする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 無線設備等</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気的特性の点検表 （略）</p> <p>注 1 （略）</p> <p>注 2 航空機用救命無線機、 搜索救助用レーダートランスポンダ、<u>搜索救助用位置指示送信装置</u>、 衛星非常用位置指示無線標識、設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備、 双方向無線電話及び船舶航空機間双方向無線電話については、当該装置に使用する電池の有効期間も確認し、記載すること。</p> <p>注 3・注 4 （略）</p>	<p>無線局認定点検事業者規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十五条及び別表第三号第三の三(2)の規定に基づき、認定点検事業者が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を次のように定め、平成十年四月一日から施行する。</p> <p>第 1 登録点検事業者等規則（平成 9 年郵政省令第 76 号）第 10 条の点検の実施項目に係る点検の実施方法は、次のとおりとする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 無線設備等</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気的特性の点検表 （略）</p> <p>注 1 （略）</p> <p>注 2 航空機用救命無線機、 搜索救助用レーダートランスポンダ、<u>衛星非常用位置指示無線標識</u>、 設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備、 双方向無線電話及び船舶航空機間双方向無線電話については、当該装置に使用する電池の有効期間も確認し、記載すること。</p> <p>注 3・注 4 （略）</p>

川
(環)

附
則

この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。

川
(環)